

1 再任用制度の趣旨

平成13年4月から公的年金の満額支給開始年齢が引き上げられたことに伴い、雇用と年金との連携により60歳代前半の生活を支えるとともに、本格的な高齢社会を迎えるにあたり、公務部門においても、高齢職員の長年培った能力・経験を発揮することができる体制整備を図る必要性があることから、60歳代前半に公務内で働く意欲と能力のある職員を最長65歳まであらためて再任用することができる再任用制度が導入されました。

また、令和5年4月からは、職員の定年年齢が60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引上げられることとなりましたが、定年年齢の段階的引上げ期間中（令和14年3月31日まで）は、令和4年度までの再任用制度と同様の趣旨により、65歳まで再任用を可能とする暫定再任用制度が導入されました。

2 暫定再任用制度の概要

対象者

- ・定年退職者
- ・勤務延長後退職者
- ・定年前再任用短時間勤務任期満了者
- ・定年前退職者（勤続25年以上かつ公務離脱5年以内の者）

※定年年齢（令和5年3月31日以前に退職した者は、引上げ前の定年年齢（60歳）、令和5年4月1日以後に退職した者は、その者に適用される引上げ後の定年年齢）に達している場合に限る。

任用期間

1年間（4月1日から翌年3月31日まで）

任用上限

65歳となった年度の3月31日まで

ただし、職員間の均衡を考慮して任用期間満了後すぐに請求することにより満額年金の支給を受けることができる場合は、原則として再任用は行いません（更新も同様）。

<（参考）令和8年度再任用対象者の再任用期間>

生年月日／年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
S36.4.2 ～S37.4.1生	再任用	再任用	再任用	再任用	再任用	無年金			
S37.4.2 ～S38.4.1生		再任用	再任用	再任用	再任用	再任用	無年金		
S38.4.2 ～S39.4.1生			定年 引上げ	再任用	再任用	再任用	無年金		
S39.4.2 ～S40.4.1生				定年 引上げ	再任用	再任用	再任用	無年金	
S40.4.2 ～S41.4.1生					定年 引上げ	再任用	再任用	再任用	無年金

※一部年金支給期間にフルタイム勤務職員及び短時間（5分の3勤務）職員として勤務している期間については、老齢厚生年金は一部停止となる場合があります。

任用形態

フルタイム勤務又は短時間勤務

- ・無年金期間において、本人がフルタイム勤務を希望する場合は、フルタイム勤務を原則とし、一部年金支給期間（特例による定額部分（基礎年金相当部分）の加算のない老齢厚生年金が支給されている期間）については短時間（2分の1）勤務を基本とします。
- ・集中地域（石狩振興局管内市町村、岩見沢市、小樽市及び南幌町）については、一部職種を除いてフルタイム勤務での任用を行わないこととし、短時間（5分の3）勤務とします。
- ・昭和38年4月2日以降に生まれた方については、勤務地や職種を問わず短時間勤務（3/5及び1/2）が可能です。
- ・行政職（フルを認める職）及び医療職等については、集中地域及び一部年金支給期間についてもフルタイム勤務を可能とします。

<昭和38年4月1日以前に生まれた方の場合>

	集中地域 石狩振興局管内市町村、 岩見沢市、小樽市、南幌町		地方（集中地域以外）		
	フル	短時間		フル	短時間
		1/2	3/5		1/2
行政職（フル認める職）	○	○	×	○	○
行政職（上記以外）	×	×	○	○	○
医療職、海事職、研究職	○	○	×	○	○

一部年金
支給期間
は1/2のみ

<昭和38年4月2日以降に生まれた方の場合>

	集中地域 石狩振興局管内市町村、 岩見沢市、小樽市、南幌町		地方（集中地域以外）			
	フル	短時間		フル	短時間	
		1/2	3/5		1/2	3/5
行政職（フル認める職）	○	○	○	○	○	○
行政職（上記以外）	×	○	○	○	○	○
医療職、海事職、研究職	○	○	○	○	○	○

行政職
(フル認める職)

司書や文化財保護主事等の専門職のほか、短時間勤務では困難な一部の業務

職務内容

- 原則、職員が退職前に得た知識や経験を活かすことのできる職などとし、定年前の職員と同様の業務に従事します（臨時の、補助的業務に従事するものではありません。）。
- 職種の変更は原則行いません。

配置先

職場の状況、職員の希望や適性等を考慮しつつ、定数管理の状況に応じて決定します。

役付再任用

定年前に役付であった職員を対象（退職時（役職定年により降任した職員は役職定年前の職位）の職位が「課長補佐級以上」の者を基本）に、一部、役付職員（フルタイム勤務のみ）への再任用を行います。

<配置の考え方>

- 役付再任用は、退職時の職位（役職定年により降任した職員は役職定年前の職位）より下位の職を基本としますが、集中地域から地方への転居を伴う任用や特地部局等での任用においては、弾力的な運用を図ります。
- これまで職員として培った知識経験が発揮できる職、管理職員として培ったマネジメント能力等を必要とする職に配置します。
- 集中地域において役付の職で任用できる期間は、定年引上げ期間を含めて3年間とします。
ただし、60歳以降に地方で2年以上、役付の職として勤務した場合は、定数管理の状況を踏まえ、63歳以後、集中地域での役付の職での勤務を可能とします。

任用方法

再任用を希望する者について、従前の勤務実績や勤務意欲、健康状態等により任命権者が選考を行います。

また、再任用を更新する場合についても、その都度、同様の方法により選考を行います。

なお、再任用選考に合格された場合でも、病気等により4月1日に勤務することができない場合は、4月1日付けでの再任用を保留する場合があります。

3 暫定再任用職員の服務・給与等

	フルタイム	2分の1	5分の3
勤務時間	7時間45分	7時間45分基本	7時間45分基本
週休日	土・日曜日	土・日曜日及び 4週に10日	土・日曜日及び 4週に8日
年次有給休暇	退職後、継続して再任用される場合は、退職前の残日数が継続される。 1月1日に新たに付与される日数は、次のとおり。		
	20日	10日（退職前の勤務と 継続している場合は11日）	12日
特別休暇	フルタイム、短時間勤務問わず、基本的に他の常勤職員と同様		

フルタイム**2分の1****5分の3****サービス**

- ・地方公務員法の服務に関する規定は、他の常勤職員と同様に適用
 - *定年退職前の職員と同様、原則として営利企業への従事等（アルバイト等も含む）不可。ただし、短時間勤務職員については、特別の審査基準に基づき許可する場合あり。
- ・北海道職員の公務員倫理に関する条例、北海道教育庁職員服務規程等についても、他の常勤職員と同様に適用

給料

- ・職務の級と職務分類により格付け
<給料月額（フルタイム）> *令和7年4月1日現在

	行政職	海事職	研究職	医療職（3）
主任級	3級 (260,000)	1級 (225,100)	2級 (263,600)	3級 (267,500)
係長級	4級 (279,700)	3級 (284,900)	3級 (288,600)	

- ・短時間勤務職員は、フルタイムの給料月額を基礎として、その者の勤務時間に比例した給料月額となる。
- ・昇格・昇給なし。

手当**・支給する手当**

給料の調整額、地域手当、住居手当、通勤手当（*）、単身赴任手当（*）、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（準ずる手当含む）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当

*定年退職から引き続き再任用職員となり、支給要件を満たす場合は、特急列車・高速道路料金分に係る通勤手当及び単身赴任手当が支給される。

・支給しない手当

初任給調整手当、扶養手当、退職手当

手当**・期末手当・勤勉手当の支給月数 ※令和7年4月1日現在**

	6月	12月	計
期末手当	0.70月	0.70月	1.40月
勤勉手当	0.495月	0.495月	0.99月
計	1.195月	1.195月	2.39月

年金

公立学校共済組合の厚生年金に加入

公的年金制度の加入義務なし

日本年金機構の厚生年金に加入

医療保険

公立学校共済組合に加入

各自で公立学校共済組合任意継続又は国民健康保険に加入

公立学校共済組合に加入

公宅

入居可

移転を伴う人事異動がある職員及びすでに公宅に入居している職員は入居可

健康管理

退職前と同様（2分の1勤務は、人間ドックや特地家族健康診断等は不可）

共済貸付

可（任期内返済）

不可

可（任期内返済）

財形貯蓄

解約、積立終了以外は、同条件で自動継続（新規加入不可）

互助会

特別会員として加入

雇用保険

加入

非加入

加入

4 参考

< (参考) 再任用職員の収入計算例>

行政職給料表3級（給料月額：260,000円）に格付けされた職員の場合
(年金受給額を月額125,000円、勤勉手当の成績率を「標準」と仮定)

	フルタイム	2分の1	5分の3
上段：給料月額 下段：給料年額	260,000円 3,120,000円	130,000円 1,560,000円	156,000円 1,872,000円
期末・勤勉手当)	約65万円	約32万円	約39万円
→ 年収	約377万円	約188万円	約226万円

(参考) 勤務パターン例ごとの年収額等について> ※昭和38年4月1日以前に生まれた方の場合

行政職給料表の適用を受ける職員（フル認める職以外）の場合

	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	5年間合計
--	-----	-----	-----	-----	-----	-------

■役付再任用

<数字は年収概算額（万円）>

集中3年 地方2年	集中係長級 420	集中係長級 420	集中係長級 420	地方係長級 405	地方係長級 405	2,070
地方5年	地方係長級 405	地方係長級 405	地方係長級 405	地方係長級 405	地方係長級 405	2,025
集中3年 地方2年	集中係長級 420	集中係長級 420	集中係長級 420	地方主任級フル 375	地方主任級フル 375	2,010
集中5年	集中係長級 420	集中係長級 420	集中係長級 420	集中主任級3/5 230	集中主任級3/5 230	1,720

※ 本表「集中」の年収概算額については、地域手当の支給される勤務地（札幌市（3%））の場合で算出

	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	5年間合計
--	-----	-----	-----	-----	-----	-------

■一般職再任用

<数字は年収概算額（万円）>

地方5年	地方主任級フル 375	地方主任級フル 375	地方主任級フル 375	地方主任級フル 375	地方主任級フル 375	1,875
地方2年 集中3年	地方主任級フル 375	地方主任級フル 375	集中主任級3/5 230	集中主任級3/5 230	集中主任級3/5 230	1,440
集中5年	集中主任級3/5 230	集中主任級3/5 230	集中主任級3/5 230	集中主任級3/5 230	集中主任級3/5 230	1,150
地方5年	地方主任級1/2 185	地方主任級1/2 185	地方主任級1/2 185	地方主任級1/2 185	地方主任級1/2 185	925

※ 本表「集中」の年収概算額については、地域手当の支給される勤務地（札幌市（3%））の場合で算出

(参考) 勤務パターン例ごとの年収額等について > ※昭和38年4月2日以降に生まれた方の場合

行政職給料表の適用を受ける職員（フル認める職以外）の場合

■60歳年度末の職位：課長補佐級

	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	5年間 合計
	定年引上げ	暫定再任用				<数字は年収概算額（万円）>
地方5年	地方係長級	地方係長級	地方係長級	地方係長級	地方係長級	2,105
	485	405	405	405	405	
集中5年	集中係長級	集中係長級	集中係長級	集中主任級3/5	集中主任級3/5	1,800
	500	420	420	230	230	
地方1年 集中4年	地方係長級	集中係長級	集中係長級	集中主任級3/5	集中主任級3/5	1,785
	485	420	420	230	230	
地方2年 集中3年	地方係長級	地方係長級	集中係長級	集中主任級3/5	集中主任級3/5	1,770
	485	405	420	230	230	
集中5年	集中係長級	集中主任級3/5	集中主任級3/5	集中主任級3/5	集中主任級3/5	1,420
	500	230	230	230	230	

※ 本表「集中」の年収概算額については、地域手当の支給される勤務地（札幌市（3%））の場合で算出

（参考）地域手当の異動保障

支給割合のより低い地域又は支給地域とされていない地域に異動した場合、異動の日から3年間、1年目は異動の日の前日に勤務していた地域に係る支給割合、2年目は1年目の支給割合に80/100を乗じて得た支給割合、3年目は1年目の支給割合に60/100を乗じて得た支給割合による地域手当が支給される。

○ 60歳年度末に、札幌市内で勤務する課長補佐級の職員が、61歳となる年度から地方係長となる場合

職位	1年目（3%）	2年目（2.4%）	3年目（1.8%）
	地方係長級	地方係長級	地方係長級
異動保障年額	102,924円	82,332円	61,752円
概算年収額	500万円	495万円	495万円

※ 暫定再任用における係長級への任用は、ポストの状況など人事上の必要性を考慮して決定するため、必ずしも、職員の希望どおりになるものではありません。

※ 勤務パターンについては、主なパターンを例示したものです。

※ 年収額等は年度毎の給料月額・期末勤勉手当を合計した概算額です。

(参考) 勤務パターン例ごとの年収額等について > ※昭和38年4月2日以降に生まれた方の場合

行政職給料表の適用を受ける職員（フル認める職以外）の場合

■60歳年度末の職位：一般職員（専門主任級）

		61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	5年間 合計
		定年引上げ	暫定再任用				(単位：万円)
地方5年	地方 (専門)主任級	地方主任級フル	地方主任級フル	地方主任級フル	地方主任級フル		1,950
	450	375	375	375	375	375	
地方2年 集中3年	地方 (専門)主任級	地方主任級フル	集中主任級3/5	集中主任級3/5	集中主任級3/5		1,515
	450	375	230	230	230	230	
集中5年	集中 (専門)主任級	集中主任級3/5	集中主任級3/5	集中主任級3/5	集中主任級3/5		1,385
	465	230	230	230	230	230	

※ 本表「集中」の年収概算額については、地域手当の支給される勤務地（札幌市（3%））の場合で算出

（参考）地域手当の異動保障

○ 60歳年度末に、札幌市内で勤務する専門主任級の職員が、61歳となる年度から地方専門主任となる場合

	1年目（3%）	2年目（2.4%）	3年目（1.8%）
職位	地方（専門）主任級	地方（専門）主任級	地方（専門）主任級
異動保障年額	95,472円	76,368円	57,276円
概算年収額	465万円	460万円	455万円

※ 勤務パターンについては、主なパターンを例示したものです。

※ 年収額等は年度毎の給料月額・期末勤勉手当を合計した概算額です。

■定年前再任用短時間勤務→暫定再任用

	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	5年間 合計
	定年前再任用 短時間勤務	暫定再任用				(単位：万円)
地方5年	地方主任級3/5	地方主任級フル	地方主任級フル	地方主任級フル	地方主任級フル	1,725
	225	375	375	375	375	
地方5年	地方主任級3/5	地方主任級3/5	地方主任級3/5	地方主任級3/5	地方主任級3/5	1,125
	225	225	225	225	225	
集中5年	集中主任級3/5	集中主任級3/5	集中主任級3/5	集中主任級3/5	集中主任級3/5	1,150
	230	230	230	230	230	

※ 本表「集中」の年収概算額については、地域手当の支給される勤務地（札幌市（3%））の場合で算出

(参考) 地域手当の異動保障

○ 60歳年度末に、札幌市内で勤務する専門主任級の職員が、61歳となる年度から地方定年前再任用（3/5）となる場合

職位	1年目（3%）	2年目（2.4%）	3年目（1.8%）
	地方定年前再任用（3/5）	地方定年前再任用（3/5）	地方定年前再任用（3/5）
異動保障年額	56,160円	44,928円	33,696円
概算年収額	235万円	230万円	230万円

※ 勤務パターンについては、主なパターンを例示したものです。

※ 年収額等は年度毎の給料月額・期末勤勉手当を合計した概算額です。